

民事信託研修会開催のご案内

◆日時 平成 29 年 9 月 9 日（土）13：30～16：30（受付開始 13：00）

◆会場 草津まちづくりセンター（滋賀県草津市西大路町 9-6）

※JR 東海道線草津駅徒歩 5 分

◆プログラム

第一部 講演 13:35～14:35

講演 「民事信託の受託会社設立について

～なぜ、司法書士が中心となって設立する信託会社か?～」

講師 司法書士/民事信託士 山北 英仁氏

第二部 シンポジウム「民事信託の実務を語る」 14:50～16:30

1 民事信託士による民事信託の取組紹介

2 事例検討の発表と成功事例紹介

3 質疑応答

登壇者（敬称略）浅井健司司法書士／民事信託士、山北英仁司法書士／民事信託士、
山崎芳乃司法書士／民事信託士、他

◆共催 一般社団法人民事信託士協会／一般社団法人民事信託推進センター

一般社団法人滋賀県財産管理承継センター

◆定員 130 名程度

◆資料代 2,000 円（当日会場受付にてお支払いください。）

◆申し込み方法 下記「参加申込書」を FAX にて当法人事務局までお送りください。

◆申込期限 平成 29 年 8 月 17 日（木）



◇当研修会は民事信託士の登録更新のための指定研修です。

民事信託士登録規程（抄）

（更新登録のための要件）

第 6 条 更新登録を希望する者は、次条以下に定める更新のために協会が指定する研修（以下「指定研修」という）を、登録後 3 年内の最終の 1 2 月 3 1 日までに 3 回以上受講しなくてはならない。

（※第一期生については、平成 3 1 年 1 2 月 3 1 日までに受講してください）

（指定研修）

第 7 条 指定研修とは、協会が企画し実施する研修、又は協会が研修内容として適切と判断し特に指定した研修をいう。（略）

2 更新登録をする者が指定研修を受講できなかった場合、下記のものを受講又は受任することをもって代替できる。但し、1 項目を受講、受任することで 1 回としてカウントする。（略）

◆参加申し込み・問い合わせ先 yamakita@civiltrust.com（民事信託士協会事務局宛）

参 加 申 込 書

送付先 FAX：03-3242-2059

◇お名前（ふりがな）： _____（ _____ ）

司法書士の方のみ→ 所属： _____ 司法書士会 登録番号： _____

◇ご住所（事務所所在地）： _____

◇電話番号： _____ ◇FAX 番号： _____

◇メールアドレス（必ずご記入ください）： _____